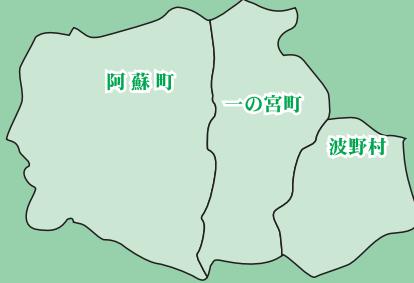


阿蘇中部3町村



合併協議会だより

発行責任者 / 阿蘇中部3町村合併協議会 会長 河崎敦夫 編集・発行 / 阿蘇中部3町村合併協議会事務局 一の宮町宮地1957-4 ☎0967-35-4011
ホームページアドレス <http://www.aso.ne.jp/~asochubu/>

合併協議会の状況



3月9日（火）に第5回阿蘇中部3町村合併協議会が、一の宮町就業改善センターで行われました。

河崎会長のあいさつのあと、小委員会の報告が行われました。

その後、今回協議事項の三議案について協議が行われ、そのうち農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いや、新市の建設計画など二議案が承認され、一議案が継続協議となりました。

今回の審議経過及び提案事項については次のとおりです。

第5回協議会 3月9日（火）

場所

一の宮町／就業改善センター

協議事項

○小委員会報告

家入委員長から、庁舎建設等に関する小委員会の協議経過について報告を行いました。

○協議第七号 財産及び債務の取扱いについて（財産区等）（継続）

再度継続協議となりました。

○協議第十五号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

前回、事務局から法律の解釈により、在任特例の期間については、

協議により明確に定めておく必要があるとの報告を行い、継続協議となっていましたが、その後の農業委員会の正副委員長の会議をふまえ、3町村の選挙による委員で

あつた者は、平成十七年七月十九

日までの間引き続き在任すること

で了承されました。

今回の協議において確認された事項

協議第十五号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

（一）農業委員会の設置について

現在の阿蘇町の区域に黒川選挙区、内牧選挙区、山田選挙区、永水尾ヶ石選挙区を設けることで承認されました。

○協議第十七号 新市建設計画について

新市建設計画については、前回

の協議会を受け、県との正式協議を行つていましたが、三月三日付

けで県から異議なしの回答があり、

これをもつて阿蘇市の建設計画と

することで承認されました。

○協議第十七号 新市建設計画について

新市建設計画は、別添「阿蘇

市建設計画」に定めるとおりと

する。

3町村の選挙による委員であつた者は、市町村の合併の特例

平成十六年三月九日確認

（四）選挙区の設置について
特例期間終了後は、次の区域による選挙区を設置して選挙を行う。

選挙区ごとの定数は次のとおりとする。

一の宮選挙区 九名

黒川選挙区 六名

内牧選挙区 三名

山田選挙区 三名

永水尾ヶ石選挙区 五名

波野選挙区 四名

○協議第十七号 新市建設計画について

（三）農業委員会の選挙による

委員の任期について

新市における選挙による委員

の定数は三十名とする。

（三）農業委員会の選挙による

委員の任期について

3町村の選挙による委員であつた者は、市町村の合併の特例

に関する法律第八条第一項第一号の規定を適用し、平成十七年七月十九日までの間、引き続き

新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。



阿蘇市建設計画が策定されました

合併協議会で審議を行つてまいりました「阿蘇市建設計画」が策定されましたので、その概要についてお知らせします。

建設計画は、阿蘇中部4町村合併推進協議会（任意協議会）が平成十四年十月に作業を開始しました。建設計画の策定にあたっては、合併に対する皆さんのお聞きするため、全世帯を対象としたアンケート、町村別のワークシヨツプや住民説明会といったことを行いながらすすめてまいりましたが、昨年九月に産山村の協議会からの離脱が決定したため、策定中であつた建設計画は3町村で策定し直すこととなりました。

このため、熊本県との協議が当

初の予定よりも遅れることとなりましたが、三月に熊本県知事から阿蘇市建設計画の内容に対しても異議のない旨の回答があり、これを受けて第五回合併協議会においてこの計画の承認がなされ、阿蘇市建設計画の策定作業が完了しました。

新市建設計画とは

新市建設計画とは、「合併市町村の建設に関する基本的な計画」であり、この計画は合併に際して、住民の皆さんに合併後のまちづくりに関するビジュアルを示し、合併市町村のマスター・プランとしての役割を果たすもので



すものです。

- にさまざまな財政措置が講じられることとなつており、作成に当たつては、合併特例法第五条第二項の規定により、次の点に配慮することとされています。
 - 合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進すること
 - 合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図ること
 - 合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮すること
 - 「建設計画」という名称から、大きな施設や道路などのいわゆるハード事業を連想しがちですが、近年は地域づくりのイメージや住民の主体的な活動の支援など、いわゆるソフト面の位置付けが重視されており、
 - 合併市町村の財政計画
 - 公共的施設の統合整備に関する事項
 - べき事業に関する事項
- また、この新市建設計画をもとにされたもので、合併市町村の建設の根幹となることになります。
- 新市建設計画に盛り込むべき内容
- 新市建設計画の具体的な内容は、あくまで合併協議会において合併関係市町村の自主的な判断により決定されるのですが、合併特例法第五条第一項では、計画に盛り込むべき事項として、概ね次の事項が示されています。
- 合併市町村の建設の基本方針
 - 合併市町村の建設の根幹となる域です。また、阿蘇地域の中心にあって、九州の南北、東西交流の

拠点に位置し、県内最大の観光入込みを誇っています。このようないことから新市の将来像を、「緑いきづく火の神の里、豊かな自然と笑顔あふれる国際環境観光都市を目指して」と設定しました。

新市の将来像の実現のために、地域の特性を活かしながら、均衡のとれた新しいまちづくりを進めることを施策展開の基本とし、誰もが安心して暮らせる環境づくりを目指す「ユニバーサルデザイン」の考えも導入します。

新市建設計画の基本施策と展開の方針は、次のとおりです。

一、阿蘇の自然と共生する環境都市づくり

阿蘇の自然と共生する環境都市を目指して、豊かな自然を財産として守り、育み、環境に配慮したまちづくりを進めます。

二、元気あふれる産業の育成

地域の様々な資源を活かして、

農業と商工業と観光が連携した総合的な産業の振興を図り、活力あるまちづくりを進めます。

三、魅力あふれる大阿蘇の観光地づくり

六、個性あふれる生涯学習都市づくり

地域の個性を活かしつつ連携して、阿蘇の総合的な観光地づくりを進めます。また「食と農と環境」をテーマにした魅力あふれる観光を推進します。

四、笑顔でつなぐ情報通信のまちづくり

地域の主要な施設等を結ぶ、利便性の高い情報通信体系を築き、幅広く住民サービスを展開していきます。また産業や福祉など様々な分野に情報通信技術を活用したまちづくりを進めます。

七、住民参加による自立したまちづくりの推進

基本的人権の尊重のもと、情報公開や住民との意見交換の場づくりなど、住民とともに新しいまちづくりを進めていきます。また地域ごとに住民がともに支え合うまちづくりを進めます。

八、安心して暮らせる快適なまちづくり

ユニバーサルデザインの観点から、障害の有無、年齢、性別等に応じて、保健・医療・福祉の充実や、防災・防犯に配慮した生活基盤整備を進め、地域の連携を強化し、安全で快適な生活空間の形成を推進します。

るよう、保健・医療・福祉の充実や、防災・防犯に配慮した生活基盤整備を進め、地域の連携を強化し、安全で快適な生活空間の形成を推進します。

実や、男女共同参画社会の実現に基づ盤整備を進め、地域の連携を強化し、安全で快適な生活空間の形成を推進します。

うに、男女共同参画社会の実現に向けて、社会における意識改革や就労環境の整備に努めます。

どのように、保健・医療・福祉の充実や、防災・防犯に配慮した生活基盤整備を進め、地域の連携を強化し、安全で快適な生活空間の形成を推進します。

うに、男女共同参画社会の実現に向けて、社会における意識改革や就労環境の整備に努めます。

どのあらゆる分野に参画し、男性とともに能力を十分發揮できるよう、保健・医療・福祉の充実や、防災・防犯に配慮した生活基盤整備を進め、地域の連携を強化し、安全で快適な生活空間の形成を推進します。

うに、男女共同参画社会の実現に向けて、社会における意識改革や就労環境の整備に努めます。



この計画の概要版を作成し各家庭に配布する予定です。この計画の詳しい内容をご覧になりたい方は、各町村の合併担当窓口か、合併協議会にお尋ねください。また、合併協議会のホームページからもご覧になれます。

阿蘇中部3町村合併協議（協定）項目一覧表

○印は前回までの協議会で承認された項目

| 区分 | 番号 | 項目 | 承認 |
|-------------------|----|--------------------|--------------------------|
| 基本的事項 | 1 | 合併の方式 | <input type="checkbox"/> |
| | 2 | 合併の期日 | <input type="checkbox"/> |
| | 3 | 新市の名称 | <input type="checkbox"/> |
| | 4 | 新市の事務所の位置 | <input type="checkbox"/> |
| | 5 | 財産及び債務の取扱い | |
| 合併特例法に規定されている協議項目 | 6 | 新市建設計画（ビジョン） | <input type="checkbox"/> |
| | 7 | 議会議員の定数及び任期の取扱い | <input type="checkbox"/> |
| | 8 | 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い | <input type="checkbox"/> |
| | 9 | 地方税の取扱い | <input type="checkbox"/> |
| | 10 | 一般職員の身分の取扱い | <input type="checkbox"/> |
| その他必要な協議事項 | 11 | 特別職等の身分の取扱い | <input type="checkbox"/> |
| | 12 | 条例、規則等の取扱い | <input type="checkbox"/> |
| | 13 | 事務機構及び組織の取扱い | <input type="checkbox"/> |
| | 14 | 一部事務組合の取扱い | <input type="checkbox"/> |
| | 15 | 使用料、手数料等の取扱い | <input type="checkbox"/> |
| | 16 | 公共的団体等の取扱い | <input type="checkbox"/> |
| | 17 | 補助金・交付金等の取扱い | <input type="checkbox"/> |
| | 18 | 町・村・字名の取扱い | <input type="checkbox"/> |
| | 19 | 慣行の取扱い | <input type="checkbox"/> |
| | 20 | 国民健康保険の取扱い | <input type="checkbox"/> |
| | 21 | 介護保険の取扱い | <input type="checkbox"/> |
| | 22 | 消防団の取扱い | <input type="checkbox"/> |
| | 23 | 行政区の取扱い | <input type="checkbox"/> |
| | 24 | 姉妹都市の取扱い | <input type="checkbox"/> |
| | 25 | 国際交流事業の取扱い | <input type="checkbox"/> |
| | 26 | 電算システム事業の取扱い | <input type="checkbox"/> |
| | 27 | 広報・広聴関係事業の取扱い | <input type="checkbox"/> |
| | 28 | 防災関係事業の取扱い | <input type="checkbox"/> |
| | 29 | 人権教育・同和対策事業の取扱い | <input type="checkbox"/> |
| | 30 | 保健衛生関係事業の取扱い | <input type="checkbox"/> |
| | 31 | 病院・診療所（直営）の取扱い | <input type="checkbox"/> |
| | 32 | 障害者福祉事業の取扱い | <input type="checkbox"/> |
| | 33 | 高齢者福祉事業の取扱い | <input type="checkbox"/> |
| | 34 | 児童福祉事業の取扱い | <input type="checkbox"/> |
| | 35 | 保育事業の取扱い | <input type="checkbox"/> |
| | 36 | その他の福祉事業の取扱い | <input type="checkbox"/> |
| | 37 | ゴミ収集運搬業務事業の取扱い | <input type="checkbox"/> |
| | 38 | 環境対策事業の取扱い | <input type="checkbox"/> |
| | 39 | 農林水産関係事業の取扱い | <input type="checkbox"/> |
| | 40 | 商工観光関係事業の取扱い | <input type="checkbox"/> |
| | 41 | 建設関係事業の取扱い | <input type="checkbox"/> |
| | 42 | 上・下水道事業の取扱い | <input type="checkbox"/> |
| | 43 | 学校教育関係の取扱い | <input type="checkbox"/> |
| | 44 | 社会教育関係の取扱い | <input type="checkbox"/> |
| | 45 | その他の事業の取扱い | |

次回協議会の開催日

※協議会の開催日及び開催時間は毎月第二火曜日午後一時三十分開催を原則としてきましたが、今後は合併事業の都合で変更になることもあります。

期日・会場等については、町村役場、又は、合併協議会事務局等にご確認ください。



協議会は傍聴できます

合併協議会の会議は、公開を原則としています。どなたでも傍聴できます。

ただし、傍聴席の数には限りがありますから、傍聬者が多数の場合は会議前に抽選をさせていただく場合があります。

協議会の会議資料は 閲覧することができます

合併協議会の会議録や会議資料は、合併協議会事務局で閲覧することができます。

また、議事録や合併協議会だよりについては、ホームページにも掲載しています。

詳しくは事務局にお尋ねください。

ホームページで情報を公開しています

阿蘇中部3町村合併協議会のホームページを開設しております。
協議会の開催状況や合併に関する情報を提供しておりますので、ご利用ください。

URL <http://www.aso.ne.jp/~asochubu/>

編集後記

平成十五年度も、会議々々と繰り返しているうちに最早年度末となりました。日本全国始め、熊本県下でも多くの市町村が合併に向けての取り組みを行っています。阿蘇中部3町村においても、いろいろな協議がなされ、合併に向かおうとしています。

人生の途上、誕生・成人・結婚と大きな節目がいくつもありますが、合併は人生の結婚にたとえられることがあります。結婚披露宴の席の挨拶で、「お二人はこれから先の人生、きっとたのしいことは苦しいときもつらい時もあるでしょう。どのようなときも一緒に乗り越えて、楽しく明るい家庭を築いてください」という言葉がよく使われます。町村合併も協議会の始まりから沢山の難問がありました。しかしあ互いの町村が理解しあって、譲れるところは譲り、互譲の精神で本日まで協議してきました。

経済の成長期から、すでに経済不安定期にあり、少子高齢化などの社会情勢から見ても、行政的経費を削減してできるだけ住民福祉策に回すべき改革のときに来ていました。合併は時代のひとつ目の節目であると思います。健全な財政の基に住みよい阿蘇市が誕生することを願つてやみません。